



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ヴェーバーに於ける正統性信仰の源泉：正統支配の3類型について
Author(s)	杉野, 勇
Citation	北海道大學文學部紀要, 46(2), 77-94
Issue Date	1998-01-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33700
Type	departmental bulletin paper
File Information	46(2)_PL77-94.pdf



ヴェーバーに於ける正統性信仰の源泉

— 正統支配の3類型について —

杉 野 勇

1. 序 論

「正統性 legitimacy」¹⁾と云う概念に言及する時、社会学理論に於いて最もよく参照されるのはやはり Max Weber の「正統支配の3類型」論であろう。「行為の4類型」と並んで、社会学のみならず社会諸科学に於いて広く知られているものである。この2つのタイプのうち行為の4類型に関してはかつて批判的な検討を行った[杉野, 1995]。そこでは、Weber の行為の4類型論はとりわけ「合理性」概念の把握に於いて極めてミスリーディングであり、解体もしくは再構成される必要がある事を論じた。

行為の4類型が解体されるべきであるとすれば、支配の3類型もまた検討される必要が出てくる。その理由は、一つには、支配の3類型が行為の4類型に部分的にではあるが連動しているからであり、もう一つには、従来の支配の3類型の批判者が行為の4類型にその解決を見出そうとしてきた事が少なくなかったからである。先ずは3つのタイプの定義から見てゆこう²⁾。

(1)法的支配：「合理的な性格のもの」。「制定された諸秩序の合法性と、これらの秩序によって支配の行使の任務を与えられた者の命令権の合法性に対する、信仰にもとづいたもの…合法的に制定された没主観的・非人格的な秩序と、この秩序によって定められた上司とに対して、上司の指令の形式的合法性の故に、またこの指令の範囲内において、服従がなされる。」[Weber, 1956=1970: 10]

(2)伝統的支配：「伝統的な性格のもの」。「昔から妥当してきた伝統の神聖性と、これらの伝統によって権威を与えられた者の正統性とに対する、日常的信仰にもとづいたもの…伝統によってその任につけられ、伝統に（伝統の範囲内で）拘束されているヘルの人に対して、ピエテートによって、慣習化したものの範囲内で、服従がなされる。」[ibid]

(3)カリスマ的支配：「カリスマ的な性格のもの」。「ある人と彼によって啓示されあるいは作られた諸秩序との神聖性・または英雄的力・または模範性、に対する非日常的な帰依にもとづいたもの…カリスマ的な資格をもった指導者その人に対して、啓示や英雄性や模範性への人的な信仰によって、彼のこのカリスマへの信仰が妥当している範囲内において、服従がなされる。」[ibid：10-11]

従来解釈の多くは、そして恐らく Weber 自身も幾らかは、行為の4類型と支配の3類型を結び付けて考えている。『社会学の根本概念』の「正当なる秩序」の箇所では、行為者が秩序に正当な効力を認める場合として次の様な類型が提示されている [Weber, 1922=1972：59]。「(一)伝統による、すなわち、つねに存在して来たものの効力による。(二)感情的な、特にエモーショナルな信仰による、すなわち、新しく啓示されたもの或いは理想的なものの効力による。(三)価値合理的信仰による、すなわち、絶対的価値があると信じられたものの効力による。(四)実定法の合法性への信仰による。」

ここでは、伝統的行為と(一)が、感情的行為と(二)が、価値合理的行為と(三)が対応するのは文字通りである。その事から、目的合理的行為が(四)、即ち法的正統性類型と対応させられている事が推測される。この点は注意すべきである。更にこの4類型が正統支配の3類型とどう対応するかを考えると、(一)が伝統的支配に文字通りに対応し、記述内容から(二)がカリスマ的支配に対応する事が推測される。(四)が法的支配（合法的支配、依法的支配とも言う）に対応するのも文字通りであるとすれば、(三)だけが宙に浮いてしまう事になるのである。

「絶対的価値」が「神聖視」と通じる事を思えば(三)はカリスマ的支配と結び

付く事も考えられるし、法的支配が依拠するとされている次の様な觀念を参照すれば法的支配と結び付く様にも考えられる。

「任意の法が、協定または指令によって、合理的な一目的合理的または価値合理的な（あるいはその双方の）一志向をもって…制定されうするという觀念」
[Weber, 1956=1970:13]

しかしながら、(三)に関して述べられている、「絶対的価値があると信じられたもの」と云う規定を重視するならば、これは実定法に依拠した支配類型とは原理的に対応し得ない筈である。何故ならば、実定法とは人間の決定によって制定・変更・廃止出来る法、即ち人為的な操作が及び得る法なのであり、最早「絶対的に」妥当するとは見做されなくなった事をその決定的な特徴とするのである（「実定法」のこの様な性格については[Luhmann, 1972=1977:299-]が詳しい）。結局のところ、目的合理性と実定法類型の関係と、価値合理性の位置付けが混乱の中心になる事は間違いない。別のところで、「目的合理性と価値合理性」と云うダイコトミイが、合理性把握に関してはややミスリーディングである事、言い換えれば、認知的次元と評価的次元の関係の有り様に於いてこそ合理性を語る事が出来るのだと論じたが[杉野, 1995]、正にこの点に関する洞察が堅持されなかった事が、行為と支配の類型論についての混乱と誤解を生じてしまった様に思われる。ここ迄は2つの類型間の対応について論じたが、ここからは支配の3類型そのものの批判的検討を行おう。

2. 「伝統的支配」に種別性はあるか？

まず最初に、「伝統的支配」の類型が本当に「伝統的行為」の類型と対応しているのかと云う問題を考えてみよう。「伝統的行為」とは、純粹型に於いては「意味的方向を有する行為と呼び得るものの正に限界にあり、限界の彼方にあることも多い。」[Weber, 1922=1972:39] にも拘らずこの行為類型が

興味深いのは、「習慣の固執が…意識的に維持されることがある」からである。しかしその場合には「感情的行為」の類型に近くなる。そう言いながらしかし Weber は、純粹感情的行為もまた「意味的方向を意識的に持つものの限界にあり、限界の彼方にあることも多い」[ibid : 40] と言う。そして意識的に行為が為されると云う事は即ち「価値合理化や目的的行為が始まること、或いは、両者が始まることを意味する」。この様な記述から、次の様に判断する事は全く正当であると思われる。即ち、「伝統的行為」と「感情的行為」の理念型としての種別性は、その無自覚性にあると。これらの特徴づけからも分かる様に、「伝統的行為」に於いて習慣に「意識的に」固執すると云うのは、即ちそうする事に何らかの価値を見出していると言う事とほぼ等価であり、そこには「伝統的行為」のそれとしての種別性は最早無く、むしろ或価値志向の萌芽が前面に出て来ているのである。無自覚的な「伝統的行為」の上に建つ「伝統的支配」は、正に無自覚的なものであるからこそ自明の如くに運営され、そこでは「正統性信念」などはリダンダントなものと化す。つまり、その正統性が問題とされる局面が存在しないと云う意味で、正統化は必要ではないのである。自明視されている事と正統化の必要がある事とは相互排他的である。Luhmann の言及している、伝統的支配の・区別されるべき 2 つのヴァリエーションもこの点に関係している。彼の社会分化（機能分化）論によれば、政治的支配が宗教的役割から分離し、経済的役割からも分離するに伴って、「社会的役割秩序の統一性と普遍性とを、特定化された権限の正統化一根拠づけ可能であり承認をうけてもいる正統化に置き換えようとする欲求」[Luhmann, 1965=1989 : 233] が生じたのである。

「包括的な卓越した役割に基づく疑問の余地なき自明の支配を、伝統的に正統化された支配、例えば『支配者としての世襲的家系』の支配というようなものから区別せねばならない。このように考えることによって、正統性問題が自覚された後にも、何よりも伝統的正統化が一貫して支配的であるという事実とその理由とが理解可能なものになる。」[ibid : 258]

この文脈ではさしあたって Luhmann の機能分化論には踏み込まないが、自明性と正統化の間に存する相違に言及している点で興味深い。この「自明性／正統性」の区別の問題については、「正統性」と「偶有性」の問題、「正統性」と云う概念が導入される視点の水準と云う問題に関連する〔杉野、1996〕。さて、自らについて規範的に自覚的になった「伝統的行為」が「伝統的行為」としての種別性を喪失したのと同じ様に、正に「伝統」に言及する事によって正統化を企図する「伝統的支配」もまたその種別性を喪失するのであろうか。無論以上の議論を踏まえればそれは全く正しいが、しかしこれは最早単なる定義の問題でもある。よって次の事を確認しておくに留める。即ち、「伝統」によって正統化を企図するのを「伝統的支配」であるとするならば、「伝統的行為」と「伝統的支配」は固有の意味で対応してはいない事、それと共に、「伝統による正統化」は以前ほどの自明性・説得性を持ってはいない事、である。

では伝統的正統性とはどのようなものだと Weber は考えているのか。彼は正統性を支配類型の分類基準に用いていながら、正統性の問題それ自体に言及する事は実は稀である。家父長制と封建性に関してはその支配の正統性について明示的に述べられているが、家父長制については基本的には、伝統の持つ力・「永遠の昨日」の不可侵性に対する信仰の持つ力、言い換えれば事實的なものの持つ規範力と、現状の変更が呪術的な災禍を齎すと云う信仰などが指摘されているばかりである〔Weber, 1956=1962: 146-147〕。そして封建制については、興味深い事に、「ヘルと封臣との間の封建的誠実関係は、カリスマ的な一家産制的ではない—諸関係（従士制 *Gefolgschaft*）の日常化」〔ibid: 290〕であるとしている。つまり、伝統的支配類型の一つに数え入れられている封建制は、その正統性のオリジンをカリスマの中に有しているのである。正統性要求の種類を基準として類型構成されている筈の支配の諸類型に於いてこの事が可能なのは、ひとえに、伝統的支配が「伝統」を産出し・伝統に参照する事によって正統化される支配類型としてでなく、「伝統化」した・即ち習慣化した行為の類型に立脚しているかの様に現れているからである。それ故に、カリスマの「日常化」したものは伝統的支配で有り得る事に

なるのである。同様の事は王制に関しても言われている。

「国王は、どこにおいても、第一次的には武侯 *kriegsfürst* である。王制は、カリスマ的英雄性から生まれてくる。…何が王制の先駆者であるかといえば、それは、カリスマー非通常的な外部的または内部的危機の克服や非通常的な企ての成功を保証したようなあらゆる種類のカリスマーの担い手たちである。」[ibid : 484]

ここでもまた、固有の伝統的正統性は語られてはいない。このロジックは、先にも述べた様に、「伝統的支配」が、「伝統」を産出し・伝統に参照する事によって正統化される支配類型としてでなく、「伝統化」した、即ち習慣化した行為類型に立脚している支配とされている限りで問題化する事を免れているのであるが、既に、無自覚的な行為類型に立脚する限り正統化の必要が生ぜず、少なくとも正統性問題に関してはイレリヴァントである事を述べた。Luhmann の指摘もこれに合致している。「伝統」を産出し・参照する事によって正統化される支配と実際に「伝統化している」支配とは峻別すべきなのである。「伝統の発明 *The Invention of Tradition*」と云う Eric Hobsbawm らの社会史研究は、主にこの 200 年間程の英語圏を対象としているので早急な一般化が出来ないのは勿論であるが、古くからある「伝統」、Weber 流に言えば「永遠の昨日」だと思われているものの幾らかは、信じられているよりもずっと最近に戦略的に作り出されたものであると云う事を示唆していて非常に興味深い [Hobsbawm, 1983=1992]。或「伝統」を意図的に作り上げ、しかしそれが意図的に作り出されたものであると云う事は隠蔽しつつ、或は忘却させつつ、それに「伝統」として参照して正統化を図る行いは、決して Weber の言う様な「伝統的支配」ではないが、むしろそれよりも興味深いものである。

この様に、正統性問題と云うパースペクティヴから言えば、Weber は固有の「伝統的支配」を語る事には成功しなかったと言える。その核心にはカリスマ的支配が姿を現す。よって次にはカリスマ的支配を対象化しなければな

らないだろう。

3. 問題加工の対象としての「カリスマ」

他の二つの類型と比べて、カリスマ的正統性についてはその心理的メカニズムがやや詳しく記述されている。カリスマ保有者は、典型的には奇跡の様な自らの力の「証し」をもって従士からの承認を獲得する事でヘルたり得ている。しかしカリスマ保有者は彼ら従士の意味から自分の「権利」を引き出しているのではなく、逆にカリスマ保有者を承認する事が、彼の使命が向けられているところの人々の義務なのだ、と Weber は言う [Weber, 1956=1962: 400-401]。

「この承認は…正統性の根拠なのではなく、…招命 *Berufung* と証しとによってこの資質を承認すべく呼び迎えられた者たちの義務なのである。」
[Weber, 1956=1970: 71]

この Weber の記述に於いては、観察対象である行為者の視点と、観察者としての Weber の視点が混在しており意味がやや曖昧になっているが、2つの視点を区別して記述すれば次の様になる。即ち、観察者から見た場合カリスマ的ヘルは人々の承認によって初めてヘルたり得るのだが、当事者達にはそれが恰も、権威を持ったヘルの存在が先行して、それを認める事が居合わせる者にとって当然であるかの様に現れているのである。ここには「正統な権威」として現れるものの一つのメカニズムが述べられている。それはつまり、観察者にとっては或行為者に帰責されるところの行為が、その行為者には・自分に帰責されるものではない様に表象されている、言い換えれば、自分がそれを判定する審級であるとは思われていない、と云う事態である。Bourdieu は「制定の儀礼・〈団体〉を代表 *représenter* する権威」についての考察の中で殆ど同じメカニズムを記述している³⁾。

「語句が象徴的効力を発揮するのは、その影響を被る者がその効力を及ぼす者にその効力を発揮する法的代理権を認知する限りにおいて、ないしは同じことだが、もともとその人を承認することで、件の効力に根拠を与えたのは自分自身であったのに、この当の効力の影響に支配されているために、その事を忘れるか、知らずにいる限りにおいてなのである。」[Bourdieu, 1982=1993: 133]

カリスマについては、宗教的カリスマ、軍事的カリスマは勿論、家カリスマ・氏族カリスマ、官職カリスマ、王制、人民投票的大統領、議会議員、またカリスマの教育、金権制化など、Weber は非常に広範に言及しているが、これらに共通の性質が何であるのか殆ど見通し得ない程である。家カリスマ・氏族カリスマに於いては「非日常性」と言う契機が薄まり、官職カリスマに於いては「人的な persönlich 信仰」であると言う性質が失われている。またカリスマの教育・金権制化からは、カリスマは天与の資質であると言う特徴が抜け落ちている。強いて言えば、いずれもオリジンには「カリスマ」が存在していたと言う事である。そしてその「カリスマ」とは、正に天与の資質、人為的な操作の及び得ないものとされているが、その様なものへの依拠は、安定的では有り得ない。その意味で、オリジンとしての「カリスマ」は加工されるべきプロブレマティクなのである [Luhmann, 1968=1990: 237-] [杉野, 1995]。官職カリスマの発明、つまりカリスマを官職保有者のペルソナ自体から官職そのものへと移し変える企てなどは正にその様なプロブレマティクとしてのカリスマの問題加工と言う事になる。

「人 Person と官職 Amt とは——一般的図式どおりに一分離される。けれど、もしそうしなければ、人の無価値性が官職そのもののカリスマをも危殆に脅せしめざるをえないことになるからである。」[Weber, 1956=1962: 544]

Weber はカリスマ概念を、ドイツの法制史家 Rudolf Sohm の『教会法』の中の古代キリスト教共同体に関する記述から取り出して来たのであるが、

Carl Schmitt はその Sohm に依拠し・Sohm と対決しながら、ローマ・カトリック教会の「フォルム」に強い関心を抱いた。彼は、人と官職との分離、霊的なカリスマと活動が官職のフォルムに転化され、官職が偶々それを管掌している人物から分離される事が可視的教会の本質であると見、この「フォルム」と云う要素を公法学の要として行く [Schmitt, 1928=1974] [和仁, 1990:190-]。同じ Sohm から、Schmitt がローマ・カトリック教会の組織的フォルムに注目したのに対して、Weber が古代キリスト教共同体の在り様に注目したのは、二人の理論的發展に大きな相違を生じさせたと言えよう。特に Weber にあっては、それがカリスマの「非日常的・非構造（化）的」性格の強調に繋がっているのである。この事の持つより広い意味は、支配の3類型の最後のもの、法的支配の類型について考察した後、まとめて論じる事にしよう。

4. カリスマの進化と法の神聖性

ここで漸く、最初に言及した合法性と正統性の関係についての問題を取り上げる事になるのだが、それには区別すべき2つの問題設定がある。一つは、「合法的支配」⁴⁾ (と云う理念型) の社会に住まう仮想的行為者の有している正統性信念の内容とはどのようなものとなるかと言う純粹記述的な問題設定であり、もう一つは、「合法的支配」の正統性根拠は何である(べき)かと云う、理論家自身がその根拠を探求すると言う意味で規範的な問題設定である。

Winckelmann を初めとして多くの論者はこの2番目の問題に関して議論を展開して来たが、はっきりさせておくべきなのは、Weber 自身はこの様な問題設定に関しては、少なくとも社会学的営みの範囲では取り上げなかったと云う事である。彼の問題設定は、「当該社会のエージェント達がどのような正統性信念を抱いているかが支配構造の規定の重要なファクターになっている」と云う事であり、その正統性信念が、理論家自身から見て納得のいくものか・規範的に同意できるものかどうかは問題ではない。その意味では彼は「理論家／観察者」の差異を極力維持しようとした。それに対してこの種の問

題設定に於いては、理論家自身が現代社会内の行為者として振る舞っているのである。無論それには、「法的支配」がとりわけ現代社会を想起させると言う理由もあり、「現代社会論」としては無意味では無いのだが、その際には「法的支配」とはあくまでも理念型であり、経験的発見物では無いと云う前提を考慮しなければならない。即ち、現代の社会が「法的支配」のモデルにどの程度適合するかが初めに問われなければならない。現代社会はもとより、歴史上「法的支配」の理念型に適合する社会が余り無かったと云う事になれば、「Weber の理念型設定は索出的意義を有していなかった」と批判するのが妥当であり、「法的支配」の枠内に囚われてその根拠付けを探り続けるのは有効ではないし批判にもならない。

それはともかく、Weber は第一義的には記述的議論を展開していた事、及び「法的支配」が理念型である事によって、先述の一つ目の問題設定に焦点が置かれるが、では Weber は「法的支配」と云う理念型をどの様なものとして構成したのだろうか。字義通りに読むならばそれは、「制定法に対する信仰」に基づいた支配である。或は「任意の法が、協定または指令によって、合理的な一目的合理的または価値合理的な（あるいはその双方の）志向をもって…制定されうるという観念」[Weber, 1956=1970: 13]に支えられた支配である。Winckelmann にとってはこの「価値合理的な志向をもって」と云う部分が、自らの「法的支配の正統性根拠は絶対的に妥当すると推論される価値・規範・公準である」との主張 [Winckelmann, 1952: 60] の裏付けと思われるたかもしれないが、先述の様に目的合理性と価値合理性の概念がそもそも「合理性」把握に関して不正確である事に加え、価値合理性と法的支配類型の対応にも困難が存在する事から、この概念を継受した儘の解釈は解決にはならないだろう。またしばしば指摘される様に（例えば [山口, 1987: 87-88]）、何らかの価値・規範・公準が絶対的に妥当すると推論されると云う事態は、諸価値（神々）の闘争と云う Weber の現代世界観と相容れない。Weber の考えでは、法律専門家以外の一般大衆に関しては、制定された法の合理的考量が為されるのは極めて例外的である。それよりも、反復・習慣化のモメントの方が重視されている。

「ほかならぬ『合理的』秩序の経験的『妥当』は、それ自体また主として、習慣となったもの、慣れ親しんだもの、教え込まれたもの、いつも繰り返されるものには服従するという諒解のうえに成立している。」[Weber, 1913=1990:124]

言うまでもなくこれは彼の行為類型のうちの「伝統的行為」の性向である。この事からも、彼の支配類型が行為類型の上に立脚していると解釈する事は困難を孕んだものとなってくる⁵⁾。ここで「諒解 Einverständnis」と云うのは、他の人々の行動についての或予期に準拠して行為すれば、その「他の人々」がその予期を、協定を取り結んでいないにも拘らず自分の行動にとって意味上「妥当なもの」として実際に取り扱うであろうと云う蓋然性が客観的に見込めるが故に、その予期の通りになっていく可能性が経験的に強く存在している様な事態を指す [ibid:85-86]。これは、後に Luhmann の予期理論によって洗練される事になる発想とも言えるが、Weber 自身は、予期が「義務づけられた」ものと見做されるメカニズムがどの様なものか、Luhmann の言葉で言えば規範的予期が如何にして整合的に一般化されるかについてはこれ以上述べていない。

法的支配類型の正統性の源泉として彼の念頭にあったもののうち興味深いのは、「純粹にザッハリッヒな法形式主義の神聖性に対する信念」[Weber, 1972=1974:532] である。「契約の自由の形式的・合理主義的な自然法」が「労働による収益のみがその正統性をもつという実質的な自然法」との相克の中でその尊厳を喪失してゆき、また法学合理主義そのものと近代的主知主義一般の懐疑的精神とによってあらゆる法律超越的な諸公理一般がますます相対化を遂げ、法規定の大多数が利害の妥協の産物であり技術的手段である事が暴露されて行った、と云うのが Weber が観察した趨勢であったが [ibid:492-], Schluchter はこの議論を受けつつ、自然法理論が残して行ったのはこの様な信念であったとしている [Schluchter, 1979=1987:84]。この形式的な理性的自然法はカリスマの最後の形式たる・理性のカリスマ的神聖化であり [Weber, 1956=1962:655], ここでも結局はカリスマ的正統性が言及さ

れている事になる。

5. ヴェーバーが語り得たもの

以上から次の様に問う事が出来るかもしれない。即ち、Weber が固有の正統性として語る事に成功したのは、専らカリスマ的性格のものに関してではないだろうか、と。従来、Weber が「人民投票的民主制」を待望していた事が指摘されて来たが [Mommmsen, 1974=1984: 110-]、これは正に現代版のカリスマである [Weber, 1956=1962: 441]。しかしまたこれこそが、Weber が現代民主制を分析する上で重要視した政党組織の核心にある現象でもあったのである [Weber, 1919=1980: 55-]。

Breuer は、Weber は行為の 4 類型と、(支配の 3 類型の分類基準であるところの) 正統性信念をはっきりと区別していると指摘している [Breuer, 1991: 193-194]。

「慣習や利害状況は、結合の・純感情的ないしは純価値合理的な動機同様、支配の信頼しうる基礎たり得ないだろう。通常はこれらにもう一つ別の要素がつけ加わる。即ち正統性信仰である。」 [Weber, 1956=1970: 4]

ここでは 4 つの行為動機は支配が安定的に依拠し得る根拠としてはどれも不十分なものと扱われ、それらに加えて、正統性ファクターが言及されているのである。先に見た様に、行為の 4 類型と支配の 3 類型は、正統なる秩序の効力に関する 4 類型で媒介される事によって関連を有している。よって、Breuer の解釈は、非常に興味深くまた支持され得るものであるが、Weber の解釈として提示されるよりは、Weber 的枠組みの再定式化として論じられるべきだろう。

こうして正統性要因は、それ自体維持し難くなった Weber の 4 つの行為動機から分離される。Peter Kielmansegg も、Weber に於いて正統性現象は服従動機の類型論を目指しているのではなく、支配の現象形態の類型論を導

出する事を目的としたものであった事に注意を促している [Kielmansegg, 1971: 375-376]。そして更に、Weber はこの正統性信仰として3つを数える事にも成功していない様に思われる。封建制にしても王制にしても、人民投票の大統領にしても、或は法の形式性への信仰にしても、いずれに関しても、正統性記述の核心的な部分はカリスマの要素によって説明されているのである。それ故、様々な体制の至る所にカリスマ的正統性が現れる事になる。Weber は「現実には複数の類型間で流動的である」と言う但し書きによってこの問題化をかわしている様に見える。この言葉は類型構成の後にしばしば見られ、Weber の現実認識が「プロクルステスのベッド」でない事を証示するものとして読まれて来た。しかし正にこの留保によって、実際は正統支配の3つの類型の核心を全て「カリスマ」によって説明する事の苦しさが見逃されて来たのでは無いだろうか⁶⁾。

こうした解釈から Weber の枠組を定式化すると、正統性の源泉として彼がその核心に措定したのは専ら「カリスマ」であった。そのカリスマは強烈に人々のコミットメントを惹き寄せながらも、その性質から本来的に不安定なもの、つまりは、支配の安定化と云う構造的要請から見れば加工されるべきプロブレマティクである。彼がカリスマと併置した伝統化・法制化はそのプロブレマティクの加工の二つの問題 Problem 解決的技法だったのである⁷⁾。

Weber が専ら、彼言うところの「カリスマ的正統性」を語る事になったのは、彼の認識枠組からすれば良く理解出来る事とも言える。彼の認識枠組とは、一つには「ヘルー行政スタッフ」「ヘルー支配者」と云うエイジェント構成であり、もう一つには「正統性信仰」と云う把握の仕方である。「ヘルー行政スタッフ」「ヘルー支配者」と云うエイジェント構成からは強度に人格的な、或は人格と相関した正統性の在り方が引き出され、中世的な「法」観念や「団体」観念による正統性や、現代的な・手続きの公正さによる正統性の様式は固有の位置を占める事は無い。Weber が重要だと強調している「ヘルー行政スタッフ」の間の正統性信仰も、封建制や法的支配に於いては必ずしも観察

されないが、カリスマ的支配では必ず見られる。これらはいずれも、カリスマ的ヘルが彼に先行する何らかの諸規範・諸規則を持たないヘルとして観念されている事に由来しているのである。つまりカリスマ的ヘルへの信仰は、彼に先行する諸規範・諸規則への信仰によって相対化される事は無い。

「純粋なカリスマは、自分自身の一絶えず新たに証される一力から生じてくる『正統性』以外には、ほかにはいかなる正統性も知らない」[Weber, 1956=1962: 406]

こうした「ヘル」と云う頂点の一つの人格への過度の注目が、Weber に於いてシステムレベルでの合理性を行為の合理性と直結させる事にもなっている [Luhmann, 1971] [Schluchter, 1980=1984: 136-137]。

また、「正統性信仰」(これが彼が最終的に採用した術語であるが)と云う・強度の情緒的コミットメントを含意する概念によって、(決して他の正統性類型を排除する訳では無いにしても) 正統性要因がカリスマ的類型に強く結び付く事になったのである。情緒的なコミットメントとしての正統性はカリスマ類型と親和的であるが、カリスマ類型が同じ意味で「非合理的」であるとされる事により、「合理的」である事と等置された「依法的」類型は「正統性」とは限りなく非親和的になっていくのである。

この事実を言わば反対側から照射すると思われるのが、初期の「正統性諒解」と云う概念化であって、「諒解」と云う把握には強度の感情性・情緒性と云う含意が籠められていない。そしてここからは、Luhmann の規範的予期の一般化の議論にかなり近い洞察が引き出されていたのである [Weber, 1913=1990: 88-]。Weber の議論は幾つもの興味深い示唆を含んでいるのだが、「正統性」についてより一般的に議論出来る為には、これらの Weber 特有の傾向から離れなければならないだろう。正に正統性とは彼の類型論とは「別の要素」であり、独立の要素なのである。それが如何なるものを定式化する事が引き続き課題である。

註

- 1) 「正統性」と云う日本語が対応している英語としては、Legitimacy と Orthodoxy の二つが主に挙げられる。この二つの概念の差異や関係を論ずるのは非常に興味深い課題であるが、本稿ではその余裕は無いので専ら「Legitimacy」について議論する事とし、訳語は「正統性」に統一した。また、二つの正統性概念を巡る代表的な議論として丸山 [1980] を指摘しておく。
- 2) ここで Weber 研究上どうしても言及しておかなければならない事は、通常『経済と社会』と呼ばれている Weber の著作のうち第1部と第2部では時期的に隔たりがあると言う事だ。日本では『支配の社会学Ⅰ・Ⅱ』として刊行されているのは第2部に属し、『支配の諸類型』として刊行されているのは第1部に含まれる。詳しい事情については省略するが、折原 [1996] を参照の事。
- 3) この「カリスマ」を巡る心理的メカニズムは、「正統性」と云う観念現象に関して非常に示唆的であると思われるが、本稿では詳述する余裕はない。共通すると思われるものとして大澤 [1996] [1997] 等を参照。
- 4) Weber の「legale Herrschaft」は通常「合法的支配」と訳されているが、これは法が既に存在して、それへの適否、即ち「合法であるか違法であるか」を問うと言う意味ではなく、むしろ「法」（より正確には実定法）と言う仕掛けを用いていると言う意味であるから、「依法的支配」或は単に「法的支配」と訳す方が的確である。
- 5) ここでは詳しく論じられないが、この困難は、まず「支配者—被支配者」と云う単純な二項的エイジェント図式に、「行政スタッフ（法律専門家や行政官僚）／被支配者（一般大衆）」と云う差異を導入した後、「法的支配」類型に於いては行政スタッフの抱いている正統性信念が重要なのであるとする事、つまりは一般大衆の正統性信念はそれ程レリヴァントではないのだとする事によってしか解決されない。
- 6) カリスマと云う要因が一つの類型内部に止まらない事を示す為に、二人の著名な Weber 研究者の議論を参照しておこう。

Wolfgang Mommsen によれば、Weber は初期の段階では、学問・合理的技術を駆使し、所与の目的の最大限の実現を目指す合理化と云う一つの合理化について述べていたが、後に「形式合理性／実質合理性」を区別し始める [Mommsen, 1993]。これによって述べられるのは、合理化そのものが西洋の展開に固有なものではなく、合理化の特定の形態、即ち自然科学的・機械的合理化が西洋に固有のものであったと云う事である。複数の価値地平からの互いに競合しあう合理化が存在すると云う視点、もしくは近代資本主義・官僚制の形式合理性が、他の観点・他の合理化のコンセプトからは非合理に見え得ると云う視点は、或現象を「形式的に合理的か実質的に合理的か」と云う二項図式に当てはめる発想よりは肯ける。この様な合理性把握の変遷

に対して、「カリスマ」の概念は「支配・服従の特定の原始的形態を特徴づける単なる歴史的カテゴリーから、歴史的現実一般の構造的カテゴリーへと変化していく」[ibid : 55]と言う。普遍史的過程の特定の時期への限定から解放されたカリスマは、合理性に対するアンチノミイ的な概念へと進んでいく。また、Mommssen は「カリスマ的リーダーシップ」と「カリスマ的支配」を区別して、「『カリスマ』概念を形式的意味でリーダーシップの一つの基準として容認することは民主的諸制度においてすらまったく可能な事であるが、そうした諸制度の正統性と何の関係もないこと」[Mommssen, 1974=1984 : 122]であると述べている。この様に、詳細に見れば「カリスマ」や「形式的合理性」は特定の類型へと分類され得るものではなく、或社会類型を構成する2つの動因である事が結論される。

また、Wolfgang Schluchter は、伝統的支配を人格的 persönlich 支配、合法的ないし合理的支配を即物的 sachlich 支配と等置し、この対比を重視しつつ、カリスマ的支配はこれとは別の「日常性—非日常性」の軸によって規定されている事を指摘する [Schluchter, 1979=1987 : 176]。本来的には、カリスマ的共同体は持続的な経営に関心を示さない故に、物乞い・進物・喜捨・略奪などの形で外部の社会から物資を調達せねばならず、極めて不安定である。「カリスマ的支配は、一般的に、現存の伝統的ないし合理的な日常的形象を『搾取』することができるような場合にのみ、永続的に存続できる」[ibid : 178] (また、Stefan Breuer [1991 : 216-] も参照)。こうして、2つの自立的支配類型と一つの非自立的支配類型が得られるが、これは言い換えるならば、3つの類型は正統性要求と云う単一の基準で構成されているのではなく、むしろ伝統的支配と法的支配の2つまでが構造化の基準によって構成されていると云う事である。従って、先に見た様に、正統性の核心には構造化する前の・オリジンとしての「カリスマ」が登場する事になる。

- 7) 無論こうした問題 Problem の「解決」は—Luhmann の言う様に—一決して原初のプロブレマティクを解消するものでなく常に暫定的なものであり、環境の変動に際して再び問題化する潜在的可能性を常に孕んでいる。

文 献

- Bourdieu, Pierre. 1982 *ce que parler vent dire -l'économie des échanges linguistique*, Fayard=1993 『話すということ言語交換のエコノミー』 稲賀繁美訳, 藤原書店.
 Breuer, Stefan. 1991 *Max Webers Herrschaftssoziologie*, Campus.
 Hobsbawm, Eric, and Ranger, Terence (eds.) 1983 *The Invention of Tradition*, Cambridge UP=1992 『創られた伝統』, 前川啓治・梶原景昭他訳, 紀伊国屋書店.
 Kielmansegg, Peter Graf. 1971 "Legitimität als analytische Kategorie", *Politische*

Vierteljahresschrift 12: 3.

- Luhmann, Niklas. 1965 *Grundrechte als Institution*, Duncker & Humblot=1989『制度としての基本権』, 今井弘道・大野達司訳, 木鐸社.
- 1968 *Zweckbegriff und Systemrationalität*, J.C.B.Mohr=1990『目的概念とシステム合理性』, 馬場靖雄・上村隆広訳, 勁草書房.
- 1971 *Politische Planung*, Westdeutscher.
- 丸山真男 1980『閻斎学と閻斎学派』『日本思想体系 31 山崎閻斎学派』岩波書店.
- Mommsen, Wolfgang, J. 1974 *The Age of Bureaucracy. Perspectives on the Political Sociology of Max Weber*, Basil Blackwell=1984『官僚制の時代』得永新太郎訳, 未来社.
- 1993「マックス・ヴェーバーと普遍史」河上倫逸編『ゲルマニスティクの最前線』リプロポート.
- 大澤真幸 1996「支配の比較社会学に向けて」,『権力と支配の社会学』, 岩波書店, 23-45.
- 1997「社会秩序はいかにして可能か」,『現代社会学の理論と方法』, 岩波書店, 257-305.
- 折原 浩 1996『ヴェーバー『経済と社会』の再構成 トルソの頭』, 東京大学出版会.
- Schluchter, Wolfgang, 1979 *Die Entwicklung des okzidentalen Rationalismus. Eine Analyse von Max Webers Gesellschaftsgeschichte*, J.C.B.Mohr.=1987『近代合理主義の成立 —マックス・ヴェーバーの西洋発展史の分析—』, 嘉目克彦訳, 未来社.
- 1980 *Rationalismus der Weltbeherrschung: Studien zu Max Weber*, Suhrkamp.=1984『現世支配の合理主義』, 米沢和彦・嘉目克彦訳, 未来社.
- Schmitt, Carl. 1928 *Verfassungslehre*, Duncker & Humblot=1974『憲法論』阿部照哉・村上義弘訳, みすず書房.
- 杉野 勇 1995「『合理性』の概念特性—ヴェーバーの合理性類型論の再検討—」,『ソシオロギス』19, 125-137.
- 1996「選択性と正統性—偶有性が導入される視点の水準—」,『年報社会学論集』9, 223-234.
- 和仁 陽 1990『教会・公法学・国家 初期カール=シュミットの公法学』東京大学出版会.
- Weber, Max. 1913 “Über einige Kategorien der verstehenden Soziologie”.: *Logos* 4-3=1990『理解社会学のカテゴリー』, 海老原明夫・中野敏男訳, 未来社.
- 1919 *Politik als Beruf*=1980『職業としての政治』脇圭平訳, 岩波書店.
- 1922 *Wirtschaft und Gesellschaft*, J.C.B.Mohr=1972『社会学の根本概念』清水幾太郎訳, 岩波書店.
- 1956 *Wirtschaft und Gesellschaft* 4.Auflage, J.C.B.Mohr, 122-180=1970『支配の諸類型』世良晃志郎訳, 創文社.

北大文学部紀要

541-632=1960『支配の社会学Ⅰ』世良晃志郎訳，創文社。

633-734=1962『支配の社会学Ⅱ』世良晃志郎訳，創文社。

——— 1972 *Wirtschaft und Gesellschaft, 5.Auflage*, J.C.B.Mohr=1974『法社会学』，
世良晃志郎訳，創文社。

Winckelmann, Johannes. 1952 *Legitimität und legalität in Max Webers Herrschaftss-
ozioologie*, J.C.B.Mohr.

山口節郎 1987「支配の正当性とその基礎づけの問題—ウェーバー，ルーマン，ハーバー
マース—」見田宗介・宮島喬編『文化と現代社会』東京大学出版会。